

# 基幹型地域包括支援センターの体制について

資料4

介護保険法の改正により、平成30年までに在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業及び生活支援体制整備事業を実施しなければならないが、各地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメントや地域ケア会議など業務量が増加している。これらの事業を効率的に推進するため、各地域包括支援センターとの**総合調整**や**後方支援**を専門に担う「基幹型センター」を設置する必要がある。

